

平成 28 年度

財政援助団体等監査結果報告書

島田市監査委員



島 監 第 84 号

平成29年 2月 7日

島田市長                      染 谷 絹 代 様  
島田市議会議長              曾 根 嘉 明 様  
島田市教育委員会委員長   五 條 早 規 子 様

島田市監査委員 杉 本        護  
島田市監査委員 藤 本 善 男

平成28年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

## 目 次

### 指定管理者監査

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
1	指定管理者の概要	1
2	施設の概要	1
3	指定管理の概要	1
4	職員配置状況	2
5	指定管理料の状況	2
6	施設の管理運営状況	2
7	施設の利用状況	4
8	経理の状況	4
9	所管課の指導等の状況	5
第7	監査所見	5

### 補助金対象団体監査

第1	監査の種類	7
第2	監査の対象	7
第3	監査の範囲	7
第4	監査の期間	7
第5	監査の方法	7
第6	監査の結果	7
1	市補助金の内容	7
2	団体の概要	7
3	事業の概要	8
4	経理の状況	9
5	事務処理等における特記事項	9
第7	監査所見	10

(注) 文中及び表中において千円単位となっている箇所は、千円未満の数値を四捨五入したため、合計数と一致しない場合がある。

## 平成28年度財政援助団体等監査

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

### 第2 監査の対象

- 1 対象施設 島田市山村都市交流センターささま
- 2 指定管理者 企業組合くれば
- 3 所管課 教育部社会教育課

### 第3 監査の範囲

平成27年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

### 第4 監査の期間

平成28年10月11日から平成28年11月9日まで

### 第5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設について、平成27年度に市が支出した指定管理料を対象として、その管理業務が協定等に沿って適正に行われているか、経理が適正に行われているかに主眼を置き、提出された監査資料、関係書類の調査並びに指定管理者及び所管課職員からの事情聴取を行い、併せて対象施設の現地調査を行った。

### 第6 監査の結果

#### 1 指定管理者の概要

- (1) 名称 企業組合くれば
- (2) 所在地 島田市川根町笹間上394番地
- (3) 設立年月 平成21年4月
- (4) 役員構成 代表理事1人、理事5人、監事2人

#### 2 施設の概要

- (1) 名称 島田市山村都市交流センターささま
- (2) 所在地 島田市川根町笹間上394番地
- (3) 開設年月 平成21年4月
- (4) 主な設備 宿泊棟、体育館、音楽室、調理室、研修室等

#### 3 指定管理の概要

平成25年度からの指定管理者については公募により選定がされているところであり、市長は、島田市山村都市交流センター条例（以下「条例」という。）第5条に規定する業務を行う指定管理者として、条例第7条の規定により企業組合くればを指定している。市長と企業組

合くればは、島田市山村都市交流センターささまの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を平成25年3月29日に、平成27年度の島田市山村都市交流センターささまの管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を平成27年4月1日に締結している。なお、平成27年6月1日に年度協定の変更契約を行っている。指定管理期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間となっている。

なお、基本協定第4条に規定する管理業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 管理施設の利用の許可に関する業務
- (2) 管理施設の設備の維持管理に関する業務
- (3) 島田市が必要と認める業務

また、指定期間における指定管理料の総額は基本協定第17条の規定により69,687,000円となり、平成27年度の指定管理料の額は年度協定第3条の規定により13,886,000円、電気料金増額対応分410,400円となっている。

#### 4 職員配置状況

平成27年度末現在の職員数は、次のとおりである。

##### (1) 山村都市交流センター

ア 館長	1人	(正規職員)
イ 事務職員	2人	(正規職員)
ウ 嘱託職員	1人	(非正規職員)
エ 臨時職員	21人	(登録制非正規職員)

#### 5 指定管理料の状況

平成27年度における指定管理料の支出の状況は、次のとおりである。

##### (1) 支出総額 14,296,400円

##### (2) 支出日

第1回	支出額	3,606,350円	支出日	平成27年4月23日
第2回	支出額	3,606,350円	支出日	平成27年7月23日
第3回	支出額	3,541,850円	支出日	平成27年10月23日
第4回	支出額	3,541,850円	支出日	平成28年1月25日

#### 6 施設の管理運営状況

##### (1) 事業計画及び事業報告

ア 基本協定第15条第1項の規定する事業報告書は、年度終了後30日以内に市に提出されており、施設の利用状況、施設設備の維持管理の状況、収支状況等が記載されているが、収支状況について数値に不整合が見受けられた。

イ 月例報告書は、島田市山村都市交流センターささま指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）11(2)の規定により毎月終了後10日以内に市に提出されているが、一部に提出の遅延が見受けられた。月例報告書には、施設の利用状況、施設利用料収入の実績等が記載されているが、条例第5条に規定する施設の維持管理の事項が記載されていない。

(2) 経理処理

ア 指定管理業務に係る経理については、専用の預金口座で管理されているが、自主事業収入との区分がされていない。

イ 収入については出納元帳を作成し管理を行い、支出については請求書の写しにより把握されており、おおむね適正に管理されていた。なお、月次及び年度の会計処理については、顧問契約をしている税理士が確認を行っている。

(3) 再委託の状況

施設管理に伴う再委託業務についてはおおむね適正に行われているが、一部の契約について履行開始日が契約締結日より前になっている等の不備が見受けられた。

(4) 要望等の対応

ア 業務仕様書5(3)の規定による施設利用者の意見・要望等の聴取について宿泊施設利用者を対象に実施している。アンケート調査の結果は市に報告されている。

イ 要望事項については指定管理者が行っているブログにより利用者へ改善状況を発信している。

(5) 施設等の修繕

ア 指定管理者が実施する施設等の修繕については、基本協定第9条に基づき見積額1件50,000円以上は市が実施し、50,000円未満のものは指定管理者が実施することとされている。

イ 業務仕様書14(1)に規定する市との事前協議の書類が作成されていない。

(6) 管理備品の取扱い

管理業務に係る備品を購入又は調達しているが、業務仕様書23(2)の規定による市への報告が行われていない。

(7) 防犯・防災対策

ア 消防計画に基づき防火管理者を選任し防災訓練が実施されている。

イ 業務仕様書5(3)の規定により、避難誘導訓練及び緊急通報訓練等を7月、1月の年2回実施されている。

ウ 業務仕様書22に規定する防犯・防災対策マニュアルは作成されている。

(8) 現金等の管理

ア 現金等は適正に管理されている。

イ 施設利用料については、出納元帳に記載後、手提げ金庫に入れ施錠できる保管庫で保管されている。また、金融機関には翌営業日に入金している。

ウ 小口現金は、手提げ金庫に入れ施錠できる保管庫で保管されている。

(9) 自主事業

ア やまめのつかみ取り、ピザ作り、流しそうめん等の体験メニューを実施している。

イ 地域の各種実行委員会と共に陶芸教室、ささまほたるの里まつり、ささま夏まつり、第3回国際陶芸フェスティバル等のイベントを実施している。

(10) 利用促進に係る取組

ア 利用者ニーズに合わせた体験メニューの実施

イ 交流人口の増加を目的とした各種イベントの開催

ウ スポーツ、文化合宿の誘致

エ 小中学校への野外活動の誘致

オ ブログ、フェイスブックなどのSNSによる広報活動

## 7 施設の利用状況

平成27年度の島田市山村都市交流センターささまの営業日数は308日である。

### (1) 宿泊者の状況

平成27年度宿泊件数及び宿泊者数は561件、3,141人であった。これは平成26年度の630件、3,381人と比較すると件数で69件（11.0%）、宿泊者数で240人（7.1%）それぞれ減少している。

### (2) 施設利用者の状況

平成27年度施設利用件数及び利用者数は407件、17,229人であった。これは平成26年度の378件、12,321人と比較すると件数で29件（7.7%）、利用者数で4,908人（39.8%）それぞれ増加している。

## 8 経理の状況

平成27年度の収支決算状況は、次のとおりである。

### (1) 収支の概要

島田市山村都市交流センターささまの収入は20,101千円であり、このうち指定管理料は14,296千円で、収入に占める割合は71.1%となっている。そのほかの主な収入は、施設利用料3,549千円、自主事業846千円で、収入に占める割合はそれぞれ17.7%、4.2%となっている。

また、支出は19,224千円で、主なものは人件費10,245千円、需用費3,874千円で支出全体に占める割合はそれぞれ53.3%、20.2%となっている。この結果、平成27年度の経常利益は876千円となっている。

### (2) 収支決算書

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)	備 考
収入の部	22,245,400	20,100,524	2,144,876	
指定管理料	14,425,400	14,296,400	129,000	
宿泊施設利用料	3,154,000	3,157,990	-3,990	
施設利用料	280,000	391,260	-111,260	
補助金	3,000,000	763,814	2,236,186	国・県補助金
委託費	456,000	455,988	12	
自主事業	730,000	846,139	-116,139	
雑収入	200,000	188,933	11,067	
支出の部	22,245,400	19,224,065	3,021,335	
人件費	10,784,000	10,245,366	538,634	
報酬費	342,000	324,000	18,000	
需用費	4,238,400	3,874,493	363,907	

役務費	275,000	305,957	-30,957	
委託料	1,001,000	1,018,517	-17,517	水質検査等
使用料・賃借料	1,112,000	1,144,895	-32,895	シーツ等
備品購入費	50,000	131,340	-81,340	
公租公課	900,000	926,066	-26,066	
自主事業	290,000	111,571	178,429	
保険料	81,000	72,550	8,450	損害賠償保険等
諸会費	100,000	166,836	-66,836	負担金等
雑費	72,000	138,660	-66,660	
その他事業	3,000,000	763,814	2,236,186	
収支差額	0	876,459	-876,459	

## 9 所管課の指導等の状況

- (1) 指定管理者から提出される月例報告書及び事業報告書により、事業の実施状況、島田市山村都市交流センターささま施設利用状況、管理経費の収支状況等について確認がされている。
- (2) 月例報告書及び事業報告書について、施設の維持管理事項が記載されておらず、指定管理者への指導も行われていない。
- (3) 定期的な会議は開催されておらず、協議事項等はその都度現場に出向き実施しているとのことであるが、報告書等は作成されていない。
- (4) 指定管理者が行う報告、届出等の事務処理において、基本協定等に基づく書類が作成されていないものが散見されたが、指定管理者への指導は行われていない。

## 第7 監査所見

当該監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者及び施設を所管する部署に対して行うものである。平成28年度においては、島田市山村都市交流センターささまを対象施設とし、施設の指定管理者である企業組合くれば及び所管課である社会教育課に対する監査を実施した。

監査の結果、企業組合くればにおいては、事務処理等における不備は見受けられたものの、施設の管理運営については協定等に基づきおおむね適正に実施されているものと認められた。また、社会教育課においては、事務処理等における不備は見受けられたものの、指定管理者の指定、指定管理料の支出等について、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、指定管理者及び所管課の事務処理等の不備については、「第6 監査の結果、6 施設の管理運営状況及び9 所管課の指導等の状況」に記載したとおりであり、早期の改善を求めるものである。

島田市山村都市交流センターささまの宿泊者数は平成25年度をピークに年々減少しているものの、施設利用者は2年に1度行われている国際陶芸フェスティバルを開催したことにより大幅に増加している。このことにより、平成27年度の経常収支は黒字となっていることは評価に値するところであるが、指定管理者の経理とそれ以外の経理について混同されているものが見



受けられたため、今後は経理区分を明確にすると共に、その状況を分析することによりさらなる経常収支の向上に期待する。利用者の状況を見ると、国際陶芸フェスティバルの影響により、毎年利用者数の変動があることから、国際陶芸フェスティバルに依存すること無く、今後も積極的なPR活動や利用者ニーズに合わせた魅力的な体験メニューを実施し利用者の増加に向け取り組まれない。

また、所管課においては、指定管理者から報告される月例報告書や実績報告書により収支状況を把握し、指定管理者に対し適正な指導及び助言を行うよう努められたい。山村都市交流センターは昭和40年に建築された小学校を利活用している施設であり、経年劣化による施設の修繕が課題である。限られた予算の中ですべてに対応することは難しい状況であるため、計画的な施設整備に努められたい。

今後さらに山村都市交流センターが、笹間地区の豊かな自然環境を活かし都市部と山村地域を結ぶ交流拠点施設として、地域の活性化に寄与するとともに、健全かつ安定的に管理運営されるよう期待するものである。

## 平成28年度財政援助団体等監査

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第2 監査の対象

- 1 対象団体 第3回国際陶芸フェスティバル実行委員会
- 2 所管課 教育部文化課

### 第3 監査の範囲

平成27年度における補助金交付に係る出納その他の事務の執行状況

### 第4 監査の期間

平成28年10月11日から平成28年11月9日まで

### 第5 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成27年度に市が交付した補助金を対象として、補助事業がその目的に沿って適正に行われているか、経理が適正に行われているかに主眼を置き、提出された監査資料、関係書類の調査並びに対象団体及び所管課職員からの事情聴取を行った。

### 第6 監査の結果

#### 1 市補助金の内容

- (1) 名称 国際陶芸フェスティバル事業費補助金
- (2) 目的 新たな地域文化の創造、交流人口の増大及び定住化の促進
- (3) 申請 受領日 平成27年5月11日  
交付決定日 平成27年5月25日  
交付決定金額 3,000,000円
- (4) 実績報告 受領日 平成27年12月15日  
交付確定日 平成27年12月15日  
交付確定金額 3,000,000円
- (5) 支出 概算払 支出額 2,400,000円 支出日 平成27年6月15日  
精算払 支出額 600,000円 支出日 平成27年12月25日  
交付額合計 3,000,000円

#### 2 団体の概要

- (1) 名称 第3回国際陶芸フェスティバル実行委員会
- (2) 所在地 島田市川根町笹間上394番地
- (3) 設立年月日 平成27年1月16日
- (4) 設立の経過 過疎化が進む笹間地域において、地域資源の創造活用による交流人口の拡

大・地域活性化を図ることを目的に第3回を開催するにあたり、より地域での役割分担を明確にするため委員会を設立した。

- (5) 委員会構成 会長1人、実行委員長1人、副実行委員長2人、アートディレクター1人、監事2人、委員18人

### 3 事業の概要

#### (1) 事業内容（実行委員会会則）

- ア 国際陶芸フェスティバルの企画、実施
- イ 関係団体等との連絡調整
- ウ 国際陶芸フェスティバルを活かし契機とした地域活性化方策の調査・研究、情報収集、策定、実践
- エ その他目的達成に必要なこと

#### (2) 第3回国際陶芸フェスティバル

- ア 開催日時 平成27年11月20日(金)～平成27年11月22日(日)
- イ 開催場所 川根文化センターチャリム21  
山村都市交流センター  
旧笹間中学校 等
- ウ 内 容 オープニングイベント「かわね大茶会」  
ワークショップ、スライドレクチャー  
アーティストインレジデンスによるサイトスペシフィックアートの制作  
国内セレクション作家作品展示  
海外セレクション作家作品展示  
招待作家作品展示  
アンケートの実施 等
- エ 参加者 招待作家 10人  
国内セレクション作家 52人  
海外セレクション作家 17人  
一般参加者 約4,500人

#### (3) 開催までの主なスケジュール

- 平成27年4月 実行委員会
- 6月 実行委員会  
ポスター、チラシ発注  
後援依頼（～7月）  
マスコミ等へ情報提供（～11月）  
国内陶芸作家選考（～8月）  
ボランティア通訳の募集（～8月）
- 7月 実行委員会  
招待作家決定  
協賛・協力者募集

- 9月 実行委員会  
ガイドブック等当日配布資料作成発注
- 10月 実行委員会  
報道機関等へ情報提供
- 11月 実行委員会  
招待作家作品作成

#### 4 経理の状況

収支決算状況は次のとおりである。

収入総額は、6,081千円で、うち島田市の補助金3,000千円が収入に占める割合は49.3%である。また、参加費等は、1,277千円で収入に占める割合は、21.0%である。支出総額は、6,077千円で、主なものは、謝金が2,065千円、需用費が1,533千円で、支出全体に占める割合は、それぞれ34.0%、25.2%となっている。

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	(A)－(B)	備 考
収入の部	7,360,000	6,080,900	1,279,100	
補助金	3,000,000	3,000,000	0	島田市補助金
交付金	3,000,000	0	3,000,000	
参加費等	1,360,000	1,277,200	82,800	
協賛金等	0	741,500	－741,500	
食事代等	0	645,000	－645,000	
出店料等	0	235,700	－235,700	
グッズ等売上	0	181,500	－181,500	
支出の部	7,360,000	6,077,428	1,282,572	
謝金	2,663,000	2,064,760	598,240	
賃金	218,000	65,988	152,012	
宿泊費	734,000	177,780	556,220	補助対象外
需用費	1,700,000	1,533,392	166,608	
委託料	600,000	353,952	246,048	
役務費	30,000	42,354	－12,354	
使用料	165,000	613,395	－448,395	
食糧費	1,140,000	1,131,307	8,693	補助対象外
事務費	110,000	94,500	15,500	
収支差額	0	3,472	－3,472	

#### 5 事務処理等における特記事項

##### (1) 事業報告書について

事業報告書に添付されている収支決算書(補助対象)の予算額合計が、不一致であった。

## (2) 経理処理について

支出調書を日付、支払先の異なるものをまとめて作成していたため、記載内容に不整合が見受けられた。また、小口現金出納帳について借入れの記載に対する返金の確認書類が見受けられなかった。

## (3) 消防計画について

旧笹間中学校を使用するため消防計画を作成していたが、計画していた訓練が実施されていなかった。

## 第7 監査所見

当該監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が財政援助を行った団体及び所管する部署に対して監査を行うものである。平成28年度においては、国際陶芸フェスティバル実行委員会補助金を対象とし、第3回国際陶芸フェスティバル実行委員会及び所管課である文化課に対する監査を実施した。

監査の結果、第3回国際陶芸フェスティバル実行委員会においては、事務処理の不備等が見受けられたものの、事業の実施にあたっては補助目的に沿っておおむね適正に行われていることが認められた。また、文化課における補助金交付等の事務処理については、実績報告書の内容確認において留意すべきところが見受けられたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、国際陶芸フェスティバル実行委員会における事務処理等の不備については、「第6 監査の結果、5 事務処理等における特記事項」に記載したとおりであり、今後、適正な事務処理をされるよう要望する。

国際陶芸フェスティバルは、これまで隔年で2回実施されており、今回が3回目の実施となった。回数を重ねるごとに来場者は増加しており、特に第3回の開催では地区人口の10倍もの来場者があり交流人口の拡大が図られた。また、地域住民が特産品の販売やボランティアスタッフとして参加しており、地域型のイベントとなっている。今後も多くの人を訪れるよう来場者の利便性の向上について検討されたい。

事業費については、補助金に依存しない事業実施を行うため、参加費や協賛金を集めるなど、自主財源の確保について取り組まれており評価に値するものである。

今後さらに事業の自立的存続が図られるよう引き続き努力されたい。また、国際陶芸フェスティバルにより地域の資源創出と活性化を推進し、地域住民との交流を通じた山村の魅力をより一層体感できる事業になることを期待するものである。